

## 審査・評価委員会運営要領

令和 2 年 9 月 1 7 日  
ガバニングボード決定

官民研究開発投資拡大プログラムにおけるシステム改革型プログラムの運営を円滑に実施するため、官民研究開発投資拡大プログラム運用指針（以下「運用指針」という。）に基づき、審査・評価委員会運営要領を別途定める。審査・評価委員会の運営は、運用指針に定めるもののほか、本要領に基づき行うこととする。

### 1. 審査・評価委員会委員の業務

国立大学イノベーション創出環境強化事業（以下「イノベーション事業」という。）に係る業務は、別紙のイノベーション事業委員が、スタートアップ・エコシステム形成推進事業（以下「スタートアップ事業」という。）の業務は、スタートアップ事業委員が行う。

### 2. 審査・評価委員会の開催

イノベーション事業に係る審査・評価を行う場合は、別紙の座長及びイノベーション事業委員を、スタートアップ事業に係る審査・評価を行う場合は、別紙の座長及びスタートアップ事業委員を招集して開催する。

### 3. 審査・評価委員会事務局

イノベーション事業に係る事務局は大学改革担当室が、スタートアップ事業に係る事務局は、オープン・イノベーショングループが担当する。

(別紙)

## 審査・評価委員会の構成

### 【座長】

○上山 隆大 (総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員)

### 【国立大学イノベーション創出環境強化事業委員】

○五十嵐 仁一 (ENEOS 総研株式会社代表取締役社長)

○岸本 康夫 (JFE スチール株式会社スチール研究所研究技監)

○本山 和夫 (東京理科大学理事長)

○渡辺 裕司 (元株式会社小松製作所執行役員経営企画室副室長)

### 【スタートアップ・エコシステム形成推進事業委員】

○菅 裕明 (東京大学大学院理学系研究科教授、ミラバイオロジクス株式会社取締役)

○Victor Mulas (World Bank, Senior program officer)